

パスカル・サンタマン OECD 租税センター局長 講演会
「BEPS プロジェクト — 進捗と課題」

2017年10月4日（水）10:00～11:30

参議院議員会館 B104 会議室

10月4日水曜日、参議院議員会館にて、パスカル・サンタマン (Pascal Saint-Amans) OECD 租税センター局長に「BEPS プロジェクト——進捗と課題」と題した市民向け講演を行っていただきました。BEPSとは「税源浸食と利益移転」の略で、国際的な租税回避行動への包括的な対抗策を講じるために、OECD/G20 で進められてきたプロジェクトです。

サンタマン氏は OECD 租税センターの事務方トップとして、この BEPS プロジェクトを長らく牽引して来られました。サンタマン氏は市民社会との対話を大変重視しており、世界中を飛び回り多くの集会を持たれています。わずか数日の日本滞在という過密なスケジュールのなか、サンタマン氏の強い希望があつて本講演会は実現することができました。

講演でサンタマン氏は、まず BEPS プロジェクトの背景や経緯を振り返りました。OECD 租税委員会で BEPS の議論が始まったころの問題意識とは、各国税制のルールの隙間を利用する多国籍企業の不透明な租税回避行動が、経済効率性や社会的正義に悪影響を与えている、というものでした。

その後、OECD/G20 プロジェクトとなった BEPS プロジェクトは、G20 諸国の政治的なサポートを得て検討が進み、2016年10月には各国に税制改正や租税条約の改訂等の取り組みを勧告・提言する最終報告書を発表します。現在はこの報告書の内容を各国が実施していく段階に入っているところです。したがって BEPS の評価を下すには時期尚早ではありますが、現時点でもうすでに、企業のタックス・プランニングのアグレッシブ度合いは低くなりつつあるという効果が出てきたと聞いている、ということでした。

現在の BEPS 実施段階（ポスト BEPS）において特に取り組むべき重要分野としてサンタマン氏が指摘したのは、電子経済への対応（行動1）でした。最終報告書ではいくつかの点で電子経済をめぐる国際課税の問題について合意しましたが、電子経済の最大の特徴でもある、物理的な経済活動が存在しない拠点に対する課税をどうすべきか、という点には合意することができませんでした。この点については現在も検討・研究が続けられている、とのことでした。

ここで問題なのは、国際的な取り組みの指針がないと、現状に不満をもつ国々がそれぞれ異なる税政策を採用することになり、結果として非常に効率が悪くなってしまうことだ、とサンタマン氏は指摘します。つまり重要なのは、各国が独自の策を講ずる前に、グローバルな措置を提示することが必要です。しかし、この問題に対する各国の態度には温度差があり、容易なことではなく、そこでサンタマン氏は、2019年にG20の議長となる日本には各国の橋渡し役となつてほしい、と期待を寄せられました。

講演の後には参加者からの質問にも答えていただき、盛況のうちに閉会しました（この質問へ

の回答には興味深い内容がありましたので別稿で報告します)。また最後に司会者から、BEPS プロジェクトでは今も検討課題に関する市民からの意見公募を行っていることが紹介され、日本の市民社会からも積極的な参加が呼びかけられました。平日日中の開催にもかかわらず、当日は30名の皆さんにご参集いただきました。ありがとうございました。

以下、講演中のメモ（最後の自動情報交換に関する報告は割愛）

<イントロ>

- 昨日経団連との会合。今日はポスト BEPS プロセスにおける進捗と課題について、特に電子経済に焦点を当てて話す。プラス、日本が議長をする G20 に向けての展望や最近進展のあった自動情報交換について。
-

<背景>

- どのように BEPS が始まったのか：2012 年 G20 に提案。特に柱となったのは透明性。多国籍企業の不透明な租税回避行為を問題視。経済効率性や社会的正義に対し租税回避行動が害であるという問題。各国が主権にもとづき実施してきたルールの隙間、抜け穴を埋めなければならない、と G20 に提案。
- 15 の行動 = 3つの分類：①新たなルール作りによって隙間を埋める、②既存のルールを修正して移転価格から生じる問題を解決する、③透明性を向上させる
- OECD/G20 プロジェクトとして：非 OECD 加盟国 G20 メンバーも含めて取り組む。G20 の首脳・財務相を巻き込んで政治的なサポートを得て合意にこぎつけた。日本は特に積極的な役割 by 浅川議長&麻生大臣。
- 興味深かったこと：政治的な左派右派を超えて G20 すべての国が BEPS を支持した。各国政府が課税主権を行使することを強化するプロジェクトであったため。
- OECD ができることは **legally binding** (法的拘束力) ではなくて **morally binding** (道義的拘束力) なこと。ただし4つのミニマム・スタンダードを設定することを通じて加盟国に行動を促している。
- G20 の要請：①すべての国が行動計画を実施フェーズに移行すること、②途上国も含めたすべての国を受け入れ対等に参加できるようにすること → 2016 年包摂的枠組み
- 包摂的枠組みのゴール：有害税制ピア・レビュー。すでに 160 の法体系を審査し、シンガポールや香港など日本企業が多く活用する制度もいくつか有害判定され除去された。プラス、二国間条約の改訂のモニタリング。3000 以上の二国間租税条約の変更をアップデートしていくのはそれ自体が困難。全部やろうとすると 30 年かかると言われている。しかしそれを通じて **treaty shopping** (条約濫用) を食い止めなければならない。特に PE (恒久的施設) の定義変更をモニターしていかなければならない → 行動 15 多国間協定：71 ヶ国が署名済 + 30 ヶ国が署名宣言 = 約 1200 の条約が修正されることになる。この中にはシンガポール、香港、モーリシャス、バルバドス、UAE、ルクセンブルクもいる。こうした BEPS プロジェクトが国内法・経済にどのような影響を与えたのかについての情報も集めている。評価はまだこれからだが、企業のタックス・プランニングのアグレッシブ度合いは小さくなってきていると聞いている
- 包摂的枠組みにおける途上国支援も重要な側面。
- BEPS プロジェクトの評価：評価には時期尚早の段階だが、BEPS 前と後とでは明らかに違う。タックス・プランニングの度合いなど。ただし移転価格税制改革が不十分だといった批

判が特に市民社会から出てきていることを認識している。ただこの分野で今センサスを得ることは非常に難しいため、深いところは触らないという結果になった。

- 先進国のためのプロジェクトでしかないという批判は間違っている。途上国は BEPS 対策によって国内財源をきちんと得ることができるようになるはずであるため。

<進捗と課題>

- 実施フェーズにおいて特に取り組むべき分野としての電子経済（行動1）：報告書の結論は4段階を規定：①「電子化」経済と包括的にとらえるべき、②BEPSが電子化を阻害すべきでない、③VATは仕向け地課税でなければならない、④物理的な活動がない拠点についてどう課税するか... ④は合意できなかった。今後は電子化経済をもっと研究し、PE定義の変更に向けて検討を進める → 一部の国は平衡税 equalization levy を提案 → 2020年までにこのモニタリングを完了させる。
- 現状に不満をもつ国々がユニラテラルな措置をとっていく。たとえばフランスはグーグル等への課税対策に乗り出している。そうすると効率が悪くなっていく。その前にグローバルな措置を提示することが重要。現在 G20 議長ドイツは 2018 年 4 月までに電子化経済への課題についての勧告を出すよう OECD に指示。
- しかしグローバルな解決策はかなり難しい状況。アメリカが後ろ向き。日本には次の議長国として欧州とアメリカの橋渡しを期待。

（報告：津田久美子 北海道大学大学院 法学研究科 博士後期課程）